

## ICAO 2050年長期目標等を踏まえた ANA グリーンボンド・フレームワーク評価について

国際民間航空機関(ICAO)<sup>1</sup>は2022年10月、第41回総会を開催しました。株式会社日本格付研究所(JCR)は、2022年8月1日に公表したANAホールディングス株式会社(ANA)のグリーンボンド・フレームワーク評価<sup>2</sup>について、本総会で採択されたICAOの2050年長期目標等を踏まえた見解を、下記の通り示します。

ICAOは2022年10月7日、第41回総会にて、国際航空分野で2050年までに二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の排出を実質ゼロにする長期目標(LTAG; long-term global aspirational goal)を採択した<sup>3</sup>。これにより、従来の目標である、「2020年以降、国際航空での温室効果ガス(GHG)の総量を増加させない」から、排出削減へと大きく方針を転換したことを表明した。

また、ICAOは本総会で、CORSA<sup>4</sup>の最初の定期レビューを完了した。各国は、2024年以降、CORSAの新しいベースラインを2019年のCO<sub>2</sub>排出量の85%と定義すること、及び、2030年以降のオフセット要件の計算に使用するセクター別および個別成長因子の改訂比率について合意した。

JCRは、本総会におけるICAOのLTAGの採択・各国の合意について、以下の理由からANAのグリーンボンド・フレームワークに対するJCRの評価について変更・更新すべき事項はないと考えている。

- 1) ANAの長期環境目標は、もともと2050年カーボンニュートラルを目標としており、今般のICAOのLTAGに整合しうるものである。
- 2) ICAOはLTAGの達成には、新しく革新的な航空技術の採用、航空運用の合理化、持続可能な航空燃料(SAF)の開発・増産など、複数のCO<sub>2</sub>排出削減対策の複合効果が必要であるとしているが、これらはANAのカーボンニュートラル実現に向けた施策と同様である。
- 3) ANAのグリーンボンド・フレームワーク(本フレームワーク)の資金使途である、SAFの購入、SAFの調達量拡大につながる出資・投資は、ICAOが述べているCO<sub>2</sub>排出削減対策のうち、「持続可能な航空燃料(SAF)の開発・増産」に該当する。一方、DAC(Direct Air Capture: 大気中のCO<sub>2</sub>の直接回収)、CCS(Carbon dioxide Capture and Storage: CO<sub>2</sub>回収・貯留)、CCU(Carbon dioxide Capture and Utilization: CO<sub>2</sub>回収・利用)等ネガティブエミッション技術の活用については、ICAOのCO<sub>2</sub>排出削減対策としては明記されていないが、IPCC<sup>5</sup>の第6次報告書<sup>6</sup>で述べられているように、気候変動の緩和に不可欠な技術であり、グリーン適格と認められる。

<sup>1</sup> ICAO: International Civil Aviation Organization, 国際民間航空機関  
国際民間航空が安全かつ整然と発達するように、また、国際航空運送業務が機会均等主義に基づいて健全かつ経済的に運営されるように各国の協力を図ることを目的として、1944年に採択された国際民間航空条約(通称シカゴ条約)に基づき設置された国連専門機関

<sup>2</sup> ANAホールディングス株式会社 グリーンボンド・フレームワーク評価 2022年8月1日  
[https://www.jcr.co.jp/download/ba544522a430a977db007f8f554a550fba1b5be24fb4d23432/22d0455\\_2.pdf](https://www.jcr.co.jp/download/ba544522a430a977db007f8f554a550fba1b5be24fb4d23432/22d0455_2.pdf)

<sup>3</sup> ICAO News Release  
<https://www.icao.int/Newsroom/Pages/States-adopts-netzero-2050-aspirational-goal-for-international-flight-operations.aspx>

<sup>4</sup> CORSA: Carbon Offsetting and Reduction Scheme for International Aviation  
ICAOによって創設された国際航空のためのカーボンオフセット及び削減スキーム。

<sup>5</sup> IPCC: Intergovernmental Panel on Climate Change, 気候変動に関する政府間パネル  
世界気象機関(WMO)及び国連環境計画(UNEP)によって1988年に設立された政府間組織で、2022年10月現在、195の国と地域が参加している。

<sup>6</sup> IPCC Sixth Assessment Report Climate Change 2022: Mitigation of Climate Change 2022年4月  
[https://report.ipcc.ch/ar6wg3/pdf/IPCC\\_AR6\\_WGIII\\_FinalDraft\\_FullReport.pdf](https://report.ipcc.ch/ar6wg3/pdf/IPCC_AR6_WGIII_FinalDraft_FullReport.pdf)

- 4) ANA は、従前より環境の変化や技術革新の速度等を踏まえてトランジション戦略を適宜更新する考えであり、本総会での採択・合意に従い、今後トランジション戦略の更新を行う予定である。なお、同社は適宜更新する際にも、本フレームワークの資金使途としたプロジェクトを、トランジション戦略における中核の施策とする予定である。

なお、今後、ICAO で本件と同様の新たな目標の採択や、各国の合意がなされた場合、これらの理由を満たす限りにおいて、本フレームワークの評価の変更・更新は必要ないと JCR は考えている。

#### ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

#### ■用語解説

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：グリーンファイナンス・フレームワークに基づき調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green1(F)、Green2(F)、Green3(F)、Green4(F)、Green5(F) の評価記号を用いて表示されます。

#### ■サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・ 環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録)
- ・ UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・ Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

#### ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・ 信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
- ・ EU Certified Credit Rating Agency
- ・ NRSRO : JCR は、米国証券取引委員会が定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

#### ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 **日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル